

芳賀地区消費生活センターだより 第9号

相談電話 0285(81)3881 平日9時～12時、13時～16時

※土・日・祝日の相談は消費者ホットライン局番なしの188(いやや!)をご利用ください

発行：芳賀地区消費生活センター 所在地：益子町大字益子 2030 番地 益子町役場敷地内（庁舎東側）

ATM で還付金はもらえません！

役場職員や公的機関を名乗る
不審な電話にご注意ください！



●「役場です。還付金があります」

役場の職員が電話で還付金の話をすることは絶対にありません。

●「今日中に手続きすれば、還付金を受け取れます」

今日中にと急がせ、冷静に考える時間を与えません。

●「ATMに行って手続きしてください」

人目の付かないスーパーやコンビニの ATM に誘導します。ATM はお金を「受け取る」機能はありません。自分のお金の出し入れや振り込む機能などしかありません。相手から振り込む操作を指示され、逆に自分の口座のお金を相手に振り込んでしまうことになります。

このような電話は **還付金詐欺** です！

◎絶対に指示に従って手続きをしたり、個人情報教えないでください。

◆まずは落ち着いて、関係機関に確認しましょう！

- ・教えられた電話番号にかけたりせず、役場等の担当課に電話をかけて確認しましょう。
- ・正規の還付金等の手続きであれば、急がせることはありません。

◆日ごろから留守番電話を活用しましょう！

- ・詐欺の被害は一本の電話から始まります。常に留守番電話にしておきましょう。詐欺の犯人は声を録音されることを嫌います。留守番電話になっていると何も言わずに電話を切っています。